

○山梨県警察交番相談員運用要領

〔平成24年3月15日〕
通達（地企）第79号

（概要）

この要領は、山梨県地域警察の運営に関する訓令（平成元年山梨県警察本部訓令第18号）第46条の2に定める交番相談員の勤務等について、必要な事項を定めたものである。